

平成 24 年 11 月 12 日  
復興事業局・経済局

## 民間投資促進特区（ものづくり産業版）への区域追加申請について

宮城県および県内 33 市町村と共同申請し、本年 2 月 9 日に認定された民間投資促進特区（ものづくり産業版）では、市内の 7 カ所が税制上の特例を受ける復興産業集積区域に指定されているが、今回、仙台港背後地の流通業務地区を新たに区域追加するため、国へ申請を行う。

なお、申請にあたって、11 月 19 日（月）に開催する「第 3 回仙台市復興推進協議会」において協議を行う。

### 1 民間投資促進特区（ものづくり産業版）の概要（平成 24 年 2 月 9 日認定）

- (1) 計画作成主体：宮城県および県内 34 市町村
- (2) 特例の内容：復興産業集積区域における税制上の特例
- (3) 集積を目指す業種：ものづくり産業（製造業）8 業種
  - ①自動車関連産業、②高度電子機械産業、③食品関連産業、④木材関連産業、
  - ⑤医療・健康関連産業、⑥クリーンエネルギー関連産業、⑦航空宇宙関連産業、
  - ⑧船舶関連産業
- (4) 復興産業集積区域：  
仙台市内は、東部の工業地域など 7 カ所。その他、市町村ごとに設定している。

### 2 追加申請する区域

仙台港背後地 流通業務地区（資料 1 - 2 のとおり）

### 3 国への申請時期

共同申請を行う宮城県及び他市町の協議が整い次第申請予定

### <第 3 回仙台市復興推進協議会>

- (1) 日時：11 月 19 日（月）午前 11 時～正午
- (2) 会場：市役所本庁舎 2 階第五委員会室
- (3) 内容：①民間投資促進特区（ものづくり産業版）への区域追加申請について  
②利子補給金の活用に係る分科会の設置について  
③その他